

# 小野市都市公園及び小野市公園 管理に係る業務共通仕様書

(26施設)

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| ①匠台児童公園     | ⑭神鉄樫山駅前広場       |
| ②黒川公園       | ⑮おの桜つつみ回廊       |
| ③大島大坪遺跡公園   | ⑯小野サンパーク        |
| ④大島区画1号公園   | ⑰北丘工業団地公園       |
| ⑤駅南区画1号公園   | ⑱雁又池跡公園         |
| ⑥駅南区画2号公園   | ⑲もぐら公園          |
| ⑦黒川えんぴつ公園   | ⑳大島出水公園         |
| ⑧上新防災ふれあい広場 | ㉑黒川西公園          |
| ⑨JR青野ヶ原駅前広場 | ㉒中町ふれあい広場       |
| ⑩JR市場駅前広場   | ㉓山田の里公園         |
| ⑪JR小野町駅前広場  | ㉔王子南公園          |
| ⑫JR栗生駅前広場   | ㉕ひょうご小野産業団地1号公園 |
| ⑬JR河合西駅前広場  | ㉖ひょうご小野産業団地2号公園 |

令和5年8月

小野市

## 小野市都市公園及び小野市公園指定管理者管理に関する業務共通仕様書

### 1. 目的

本共通仕様書は、小野市都市公園及び小野市公園の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等を定めることを目的とする。各公園の特記仕様書は別に定める。

### 2. 公園概要

#### (1)所在地・面積等

別紙1「公園概要一覧」を参照すること。

#### (2)主要公園施設

各公園の施設の詳細については、別紙1「公園概要一覧」を参照すること。

### 3. 管理運営方針

#### (1)管理運営方針

市民の誰もがいつでも、気軽に利用できる公園とし、安全で快適に公園を利用できるよう、各公園の特性を十分理解し、指定管理者のノウハウを発揮し、適切な管理水準を確保すること。

#### (2)維持管理方針

維持管理業務については、下記に配慮するとともに、各公園の特性や基本方針等をふまえ適切な維持管理を行う。

- ① 植栽管理（植込地、芝生、樹木、花壇等管理）については、各植物の特性に配慮したうえで、適正に持続・育成するよう必要な管理を行う。
- ② 枯枝や徒長枝等が伸び放題にならないよう、又、境界より出ている枝葉は剪定等により処分するなど、景観に配慮した管理を行う。
- ③ 施設や設備については、各種施設の位置、機能、特性を十分に把握したうえで、すべての施設を清潔かつその機能を正常に保持するとともに、来園者の快適かつ安全な利用を図るよう適正な維持管理を行い、必要に応じて保守点検を行う。

#### (3)運営方針

- ① 多様なニーズに応えるため、利用者の要望等を聴取し、管理運営に反映させるとともに、利用者への情報の受発信に努めて運営する。
- ② 各公園において市民との協働を積極的に推進し、公園の運営や維持管理、環境教育や環境保全等に寄与する活動を推進する。
- ③ 常に公園利用の促進に努めるとともに、管理運営にあたっては、各種団体等との連携を図る。

### 4. 法令等の遵守

指定管理者は、公園を管理運営し以下の業務を行うにあたっては、本共通仕

様書、並びに次の各項に掲げる法令のほか、管理運営に関する法令等を遵守しなければならない。

指定期間中にこれらの法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。なお、改正に伴い、費用が増減する場合は、協議により指定管理料を改定するものとする。

- (1) 都市公園法、同施行令、同施行規則
- (2) 地方自治法、同施行令
- (3) 労働基準法
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (5) 小野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- (6) 小野市都市公園条例、同施行規則
- (7) 小野市公園の設置及び管理に関する条例
- (8) 小野市公園の管理及び運営に関する規則
- (9) 小野市個人情報保護条例、同施行規則
- (10) 小野市暴力団排除条例、同施行規則

## 5. 業務内容

### (1) 業務の対象となる公園施設

対象公園の区域内に位置する各種施設（以下「公園施設」という。）。

### (2) 管理運営業務

指定管理者は、指定管理業務に従事する職員に対して次のことを十分留意させるとともに、職員においては、市民の利便性を高めるサービス施設であることを自覚し、市民に接する時は、市民の満足度を高めるため、誠意ある対応をすること。

#### ① 一般事項

- ア 利用者、市民及びマスメディア等からの苦情・要望・問い合わせに対しては、誠意を持って対応すること。
- イ 市民の利用に供するための基本的情報を提供し、施設の有効利用、利用促進を図ること。
- ウ 安全快適な利用のため、利用上の注意、誘導等適切な措置をとること。
- エ 公園利用の調整、受付、指導その他これらに附帯する事務を行うこと。
- オ 公園で行われる調査業務、指導業務、イベント等との調整及び連携を図ること。
- カ 夜間に発生した事故、事件等には、速やかに対応し、翌日その報告書を作成し提出すること。

#### ② 公園の運営

##### ア 光熱水費

運営管理上必要となる光熱水費、電話料金は、原則として指定管理者の

負担となる。(指定管理者管理費用に計上します。)

イ 拾得物・残置物の処理

- a 拾得物は拾得物の台帳を作成し、原則として所轄の警察署に届けること。
- b 各公園等の放置自転車等の調査を年2回以上行うこと。調査により発見された放置自転車等については、所轄の警察署に盗難等の紹介を行った後、盗難車以外の自転車等は一定期間保管したのち処分すること。また、定期検査時も同様とする。
- c 放置自転車等の処理については、別途市と協議する。

ウ 緊急対応体制の確立

- a 災害その他の事故等に迅速に対応できるよう、簡易な薬品、資機材等を常備するとともに、マニュアルを整備し職員に周知するなど、非常時の対応について十分な対策を講じる。
- b 災害及び公園内で急病人やけが人、犯罪等が発生した場合、救護及び関係部署へ速やかな通報、事故報告を行う。
- c 災害その他の事故等が発生した場合は、マニュアル等により、利用者の安全確保を第一に、直ちに、最も適切な措置を講じる。

エ 違法行為の注意・指導

- a 小野市都市公園条例（昭和47年条例第11号）第5条各号、小野市公園の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第6号）第8条各号に掲げる行為は禁止行為である。許可なくこれらの行為があった場合は中止させること。
- b 施設・設備や遊具の利用方法、利用者のマナーが、不相当と認められるものについては、適正な利用方法を指導すること。

オ 損害賠償責任等

- a 公園施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故・火災等が発生した場合、当該事故等の処理に要する費用については、小野市の負担とする。
- b 管理業務を行うにあたり、指定管理者の故意又は過失により小野市又は第三者に損害を与えた場合は、指定管理者が賠償責任を負うことになるため、指定管理者においては損害賠償責任保険に加入すること。

カ 年間作業実施計画書及び作業実施報告書の提出

- a 業務実施に先立ち、年間作業実施計画書を作成し、市の承認を得ること。
- b 各月の作業実施報告書を、市へ提出すること。  
また、下記の資料を備えておくこと。(作業実施報告書や各種記録の詳細は市と協議すること。)

- 作業実施数量等の記録
- 保守点検の記録
- 作業日誌
- 遊具類安全点検の記録
- 修繕等の記録
- 作業記録写真
- その他、市が指示する資料

### (3) 維持管理業務

①対象となる業務は、(1)に示す各公園施設の維持管理（保守点検、補修修繕を含む。）とし、月1回以上、公園施設の点検を行う。特に注意すべき具体的な管理作業等については、別紙「各公園の特記仕様書」による。

#### ②施設補修・修繕

施設及び設備は正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行うとともに、部品交換や施設の補修修繕を行うこと。

指定管理者の行う業務の範囲は以下のとおりとする。

- ア 水道漏水、公園灯ランプ等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換。
- イ 見積額が1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものの施設補修修繕（破損または故障した施設や設備、物品を現状に復旧する行為）。
- ウ 市の協議のもと、執行される緊急対応等経費の執行業務（台風等災害時の応急措置等で緊急に対応を要する行為及び市との協議により行う補修修繕等）。

## 6. 備品の使用等

### (1) 備品の使用

管理業務の実施に必要な市の所有物品を指定管理者に使用させるものとする。なお、不足する備品については、指定管理者で用意する。

### (2) 物品の管理

指定管理者は、使用する市の所有物品について、善良な管理者の注意をもって管理にあたるよう、次に掲げる事務を行うものとする。

#### ①市所有物品の数量、使用場所、使用状況等の把握

市の所有物品の数量、使用場所、使用状況等を把握すること。

#### ②物品取扱責任者の設置

市の所有物品の管理を適正に行うため、物品取扱責任者を設置すること。

#### ③報告義務

ア 市の所有物品のうち、本来の用途に供することができないと認められるものが生じた時は、市へ報告し、その指示があるまで当該物品を適

正に保管すること。

イ 市の所有物品について、亡失又は損傷があった時は、直ちに市に報告すること。

④指定期間終了時の引渡し

指定管理者に使用させた市の物品については、指定期間終了の日に市へ返還しなければならない。

(3)その他

市の所有物品について、次のようなことを行ってはならない。

ア 他の用途に使用すること。

イ 加工、改良を加えること。

ウ 第三者に貸与又は譲渡すること。

ただし、事前に協議を受け、承認したものを除く。

7. 事業報告書の提出

指定管理者は、年度終了後、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、速やかに市に提出しなければならない。

(1)管理運営業務の実施状況報告書（様式は別途協議）

(2)公の施設の利用状況

(3)決算報告（収支報告）、管理経費の支出内訳、施設使用料内訳

(4)その他、市が別途協定等で定める事項

8. その他留意事項

(1)廃棄物処理

ア 清掃等で発生した廃棄物は、分別を行ったうえ公園内に集積した後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など、関係諸規定に準じて適切に処理する。

イ 資源廃棄物はリサイクルを行い、資源の再生化を行う。

(2)記録等の作成及び保存

ア 管理運営並びに経理状況に関する帳簿類は常に整理し、市からこれらに関する報告や実地調査を求められた場合には、速やかに市担当者の指示に従い、誠実に対応すること。

イ アの帳簿類や維持管理業務（作業状況等）の記録類及び作業記録写真は5年間保存し、市から請求のあった際は、速やかに提示できるようにすること。（指定期間終了時には市へ引き継ぐこと）。

(3)市からの要請への協力

ア 市から、公園の管理運営並びに公園の現状等に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。

イ その他、市が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、行催事イベント、当該公園の管理に関する会議、監査・検査等）への参加・

支援・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。

ウ おの桜つつみ回廊については、例年、桜の季節の主要な事業となっている。参加・支援・協力・実施を特に積極的かつ主体的に誠実にやること。

(4)市と指定管理者で協議・調整を要する事項

これまでの規定のほか、次の事項に関する事柄は、市と指定管理者が調整又は協議を行うこと。

ア 施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合

イ 追加開園等により指定期間中に管理運営内容が変更される場合

ウ その他、本共通仕様書等に記載のない事項

エ 改築に伴う構造変更が生じた場合

オ 公園管理範囲に変更が生じた場合

(5)再委託

指定管理者は、管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせようとしてはならない。また、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ市の承諾を得なければならない。

(6)他の管理者との連絡調整

管理運営を適切に行うために、公園内の他の管理者と必要な連絡調整を行うこと。

(7)地元との調整

中町ふれあい広場（中町）、山田の里公園（山田町）、王子南公園（王子町）については、各地元と協定（5年毎）を結ぶこと。

(8)個人情報の保護

指定管理者は業務上知りえた個人情報を目的外に使用したり、第三者へ漏らしてはならない。また、個人情報の保管についても適正な管理を行い、漏洩、紛失、棄損等がないよう必要な措置を講じなければならない。正当な理由なく、又は不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり盗用した場合は、条例に基づき罰則が科せられる。

(9)守秘義務の遵守

指定管理者は業務上知りえた秘密について、第三者へ漏らしてはならない。

(10)情報公開

文書の開示等情報公開については、小野市公文書公開条例（平成 10 年条例第 1 号）の規定に準じて取り扱うこと。

(11)行政手続条例の適用

公の施設の管理運営にあたり、施設利用の許認可等の処分を行う場合、小野市行政手続条例（平成 9 年条例第 1 号）が適用され、指定管理者はその範囲において行政庁として行政手続条例に規定する責務を負う。

(12)業務の引継ぎ

ア 指定期間終了後又は指定取消しにより次の指定管理者に業務を引き継ぐ

場合は、公園の管理に支障が生じないよう十分な配慮を行うこと。

イ 新たに指定管理者となる法人等については、令和6年4月1日から円滑に業務が行われるよう、職員に対する研修を行う等、管理運営に混乱を招かないよう最大限配慮すること。

(13)業務に関する提案

施設の効率性の向上、サービスの向上、施設の利用促進、有効活用などの観点から、業務提案を行うこと。

9. 小野市と指定管理者の役割分担

項 目		指定管理者	小野市
1	施設の維持管理	○	
2	行為許可（行商、興行、ポスター掲示、公園使用など）	○	
3	公園施設（休憩所、売店、飲食店など）の設置・管理許可及び使用料の徴収		○
4	占用許可及び使用料の徴収（電柱、自動販売機、郵便差出箱など）		○
5	施設の修繕（工事費50万円／箇所未満の工事）	○	
6	施設の修繕（工事費50万円／箇所以上の工事）		○
7	備品の維持管理（維持管理機械の点検修理）	○	
8	施設利用者の被災に対する責任（管理瑕疵によるもの）	○	
9	施設利用者の被災に対する責任（9以外による）		○
10	市有施設の火災共済保険加入		○
11	施設等損害賠償責任保険（公園施設の構造上の欠陥等による利用者への損害補償。ただし、管理瑕疵によるものは指定管理者の責任とする。）	○ （責めに帰する 場合）	○
12	緊急時の対応（夜間対応も含む）	○	



別紙 1  
公園概要一覧

公園名	所在地	敷地面積 (㎡)	主な施設の内容
匠台児童公園	小野市匠台 78 番	1,000	四阿、ベンチ、砂場、植栽、広場
黒川公園	小野市黒川町 1895 番外	3,200	トイレ、四阿、ベンチ、複合遊具、植栽、広場
大島大坪遺跡公園	小野市大島町 1786 番	2,000	四阿、トイレ、ブランコ、滑り台、砂場、ゴールウォール、水飲み場、植栽、広場
大島区画 1 号公園（山の下公園）	小野市大島町 1587 番	2,500	四阿、トイレ、水飲み場、シーソー、スプリング遊具、滑り台、植栽、広場
駅南区画 1 号公園	小野市神明町 729 番	1,600	トイレ、四阿、滑り台、ブランコ、鉄棒、植栽、広場
駅南区画 2 号公園	小野市大島町 1453 番	1,600	トイレ、四阿、滑り台、ブランコ、鉄棒、植栽、広場
黒川えんぴつ公園	小野市黒川町 1668 番外	3,075	トイレ、ブランコ、ベンチ、砂場、滑り台、水飲み場、植栽、広場
上新防災ふれあい広場	小野市王子町 750 番 2 外	1,413	四阿、トイレ、水飲み場、スプリング遊具、滑り台、ブランコ、砂場、ベンチ、植栽、広場
JR青野ヶ原駅前広場	小野市復井町 259 の 7 外	1,330	ブランコ、滑り台、水飲み場、広場、ベンチ、照明灯、駐輪場、植栽、コミュニティ施設、トイレ
JR市場駅前広場	小野市黍田町 615 の 2 外	880	滑り台、ブランコ、砂場、シーソー、蛇腹、スプリング遊具、ブランコ、広場、四阿、ベンチ、照明灯、駐輪場、植栽、コミュニティ施設、トイレ

公園名	所在地	敷地面積 (㎡)	主な施設の内容
J R小野町駅前広場	小野市下来住町 485 の 8 外	1,589	ブランコ、広場、ベンチ、砂場、滑り台、水飲み場、照明灯、駐輪場、植栽、コミュニティ施設、トイレ
J R粟生駅前広場	小野市粟生町 1771 の 5 外	8,391	ブランコ、広場、照明灯、ハンギング、水飲み場、鉄棒、滑り台、植栽、駐輪場、パーゴラ、ベンチ、休憩所
J R河合西駅前広場	小野市新部町 1770 の 1 外	1,500	四阿、駐輪場、駐車場、水飲み場、照明灯、時計塔、コミュニティ施設、植栽、トイレ
神鉄榎山駅前広場	小野市榎山町 493 の 6 外	1,392	駐車場、照明灯、園路、駐輪場、植栽、コミュニティ施設、トイレ
おの桜つつみ回廊	小野市住永町から古川町	4 km	植栽、トイレ、堤防法面、園路、銘板、ベンチ、看板
小野サンパーク	小野市本町 303 の 2	482	ベンチ、噴水、植栽、照明灯、休憩所
北丘工業団地公園	小野市北丘町 355 の 23 外	1,520	植栽、広場
雁又池跡公園	小野市神明町 235 の 1 外	8,596	トイレ、陸橋、照明灯、ベンチ、水飲み場、駐輪場、時計塔、植栽
もぐら公園	小野市大島町 352 の 2 外	844	滑り台、砂場、シーソー、水飲み場、ベンチ、築山、植栽、塩ビ飛石
大島出水公園	小野市大島町 518	684	四阿、駐車場、植栽、芝生広場、照明灯、水飲み場
黒川西公園	小野市黒川町 2142 番外	1,766	四阿、ベンチ、スプリング遊具、照明、広場、園路、植栽

公園名	所在地	敷地面積 (㎡)	主な施設の内容
中町ふれあい広場	小野市中町 929 番 3	1,058	トイレ、照明灯、ベンチ、 四阿、広場
山田の里公園	小野市市場町 949 番 5 外	17,464	トイレ、照明灯、ベンチ、 四阿、広場
王子南公園	小野王子町 1245 番	2,300	トイレ、照明灯、ベンチ、 四阿、ブランコ、複合遊具、 広場
ひょうご小野産業団 地 1 号公園	小野市山田町 1991 の 7 外	2,640	防護柵、車止め、広場
ひょうご小野産業団 地 2 号公園	小野市山田町 1991 の 6	1,173	防護柵、車止め、広場